

後援会活動について

DATE 2020.08.01

● 富山福祉短期大学後援会会則

第1章 名称・目的

第1条 本会は、富山福祉短期大学後援会と称し、事務局を富山福祉短期大学内に置く。

第2条 本会は、富山福祉短期大学の事業を後援し、併せて、大学と社会との連絡協調を図るとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第2章 事業

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 学生の学業支援、諸活動に対する協力援助
2. 学校の事業の実施および施設設備の整備拡充に対する協力援助
3. 学校と家庭ならびに社会との連絡提携に関わる協力活動
4. 学生および教員等の研究に対する協力援助
5. 会員相互の親睦と研修に関わる事業
6. その他必要と認められること

第3章 会員

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。

1. 正会員：富山福祉短期大学在籍学生の学費負担者をもって組織し、所定の年会費を納めた者。
2. 特別会員：富山福祉短期大学の教育を理解し、所定の年会費を納めた者。

第4章 役員

第5条 本会には、次の役員をおく

1. 会長 1名
2. 副会長 2名
3. 監事 2名
4. 幹事 若干名

(1)会長は、正会員・特別会員の中から総会において選出する。

(2)副会長は、正会員・特別会員の中から会長がこれを委嘱する。

(3)監事は、正会員・特別会員の中から会長が総会の同意を得てこれを委嘱する。

(4)幹事は、正会員の中から選出、会長がこれを委嘱する。

(5)書記、会計事務については、これを事務局において行い、監事の監査を受けることとする。

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長：本会を代表して会務を統治し、総会、役員会を招集し、副会長、監事、幹事を委嘱する。
2. 副会長：会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
3. 監事：本会の会計経理を監査する。
4. 幹事：事業の企画運営に参画し、本会の庶務および会計事務を管掌する。

第7条 本会の役員の仕事は1年とする。ただし、再選を妨げない。

2.任期期間は当年度総会時から翌年度総会時までとする。

第5章 会議

第8条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総会：毎年 1 回開催し、決算の承認、予算の決議、会則の変更、その他重要な事項について審議する。また、必要に応じて臨時総会を開くことがある。
2. 役員会：必要に応じてこれを開く。
3. 会議：会員総数の過半数の出席をもって成立するものとし、議決は出席者の過半数をもって成立する。
4. 議長：総会および役員会の議長は会長とする。

第 6 章 会計

第 9 条 本会の経費は、会費および寄付金をもってこれに当てる。

第 10 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

以上

附則 (1)この会則は平成 10 年 7 月 18 日から施行する。